

高等教育の修学支援新制度の申請について (授業料等減免・給付奨学金)

(目次)

- I 申請書類の配付について
- II 高等教育の修学支援新制度について
- III 認定要件

高等教育の修学支援新制度の申請を希望する場合、「授業料等減免」、「給付奨学金」それぞれ手続きを行う必要があります。

(提出期限)

給付奨学金	スカラネット入力期限	令和5年9月26日(火)
	確認書等提出期限	
授業料減免	申請書提出期限	令和5年9月26日(火)
	その他の書類 (高専機構授業料免除申請をする場合)	令和5年10月6日(金)

宇部工業高等専門学校

I 申請書類の配付

申請希望者に対して、次の方法で申請書類等を配付いたします。
提出期限に間に合うよう、申請書類を受け取ってください。

窓口受取

図書館棟 1 階学生課学生係で書類を配付いたします。

(平日 9時00分～17時00分)

郵送受取

郵送による受取を希望する場合は、必要事項を記入のうえ、学生係 (stu@ube-k.ac.jp)
宛に送信してください。

件 名：修学支援新制度申請

本 文：【学年】【学科】【氏名】を記載してください。

※日本学生支援機構の貸与奨学金を併せて申請する場合は、その旨を
記入してください。貸与奨学金の資料を送付いたします。

※国立高等専門学校機構における授業料免除も併せて申請を希望する場合は、その
旨を記入してください。

(参考)

宇部高専ウェブサイト

「授業料免除制度について」

<https://www.ube-k.ac.jp/for-parents/exemption/>

「奨学金制度について」

<https://www.ube-k.ac.jp/for-parents/scholarships-3/>

Ⅱ 高等教育の修学支援新制度について

1. 制度の概要

令和2年4月より大学等の高等教育機関における修学支援のための取り組みとして、高等教育の修学支援新制度が開始されました。本制度では、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍出来るようになることを目的に、「授業料・入学料の減免」と「返還不要の給付奨学金」の2つの支援が行われます。

(対象学年)

本科4・5年生，専攻科生

(支援の内容)



(授業料等減免額・奨学金給付額)

区分	入学料	授業料（年額）	給付奨学金（月額）	
			自学通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	84,600円	234,600円	17,500円 (25,800円)	34,200円
第Ⅱ区分	56,400円	156,400円	11,700円 (17,200円)	22,800円
第Ⅲ区分	28,200円	78,200円	5,900円 (8,600円)	11,400円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、給付奨学金の月額のカッコ内の金額となります。

Ⅲ 認定要件

高等教育の修学支援新制度では、学業に関する基準や家計の経済状況に関する基準などの認定要件を満たす学生が支援対象となります。

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

- 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等への入学時期等に関する要件

- 過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。
- 4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

例：(×対象外) 2021年3月に高等学校を卒業 → 2023年4月編入学

(○対象) 2022年3月に高等学校を卒業 → 2023年4月編入学

・専攻科入学生は・・・

例：(×対象外) 2022年3月に高等専門学校卒業 → 2023年4月専攻科入学

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

学年	基準
4年生 (編入生含む)	次のいずれかに該当すること ● 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること ● 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書などにより確認できること
5年生 専攻科生	次のいずれかに該当すること ● GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること ● 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準（前期の申込においては、令和5年度（令和4年分）の所得を基に算出。）

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

※進学資金シミュレーターについて

日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」（右のQRコード）で、収入基準に該当するかどうかをおおよその目安で確認することができます。



○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）